

令和 7 年度
市道長袋上線ほか 1 路線(山根跨道橋ほか 1 橋)
橋梁定期点検業務

特記仕様書

白石市

第1節 総則

第1条 (業務名)

令和7年度 市道長袋上線ほか1路線（山根跨道橋ほか1橋）橋梁定期点検業務

第2条 (目的)

本業務は、白石市が管理する山根跨道橋と狐沢跨道橋について、各部材の状況を把握・診断し、必要な措置を特定するために点検を行うことを目的とする。

第3条 (摘要)

本業務は、白石市財務規則に基づく契約書及び設計図書並びに特記仕様書、「宮城県共通仕様書（建設関連業務－地質・土質調査編、測量編、設計編）」に基づき実施するものとする。この場合、宮城県土木部作成の共通仕様書（建設関連業務－地質・土質調査編、測量編、設計編）の文中における宮城県を白石市と読み替え準用したものを仕様書とする。

第4条 (履行期間)

契約締結日の翌日 から 令和8年3月31日まで

第5条 (業務場所)

白石市福岡長袋字陣場が丘 地内ほか

第6条 (使用図書)

本業務で使用する図書は、共通仕様書のほか、以下のとおりとする。

- ・橋梁定期点検要領 令和6年7月 国土交通省 道路局 国道・技術課
- ・道路橋定期点検要領 令和6年3月 国土交通省 道路局
- ・橋梁における第三者被害予防措置要領（案） 平成28年12月
国土交通省 道路局 国道・防災課

第7条 (提出書類)

本業務を実施するにあたり受注者は、以下の書類を作成し提出するものとする。

- (1) 業務計画書
- (2) 着手届
- (3) 工程表
- (4) 技術者届出書
- (5) その他発注者が必要と認める書類

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けなければならぬ。

第8条 (点検技術者)

受注者は、点検業務の事務を行う「点検技術者」を定め、その氏名、その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。変更したときも同様とする。なお、点検技術者は道路橋点検士の資格を有し、道路橋の点検に関する相当の技術と実施経験を有すること。

第9条 (貸与資料)

本業務の貸与資料は以下のものとする。

- (1) 橋梁台帳
- (2) 橋梁定期点検調書
- (3) その他業務履行上必要な発注者の所有する資料

第10条 (緊急対応の判断)

調査する橋梁に第三者等へ被害の恐れが懸念される状態、構造上安全性が著しく損なわれている状態等が確認された際は、速やかに監督員に報告し、対応を協議する。

第11条 (安全管理)

交通状況に即した適切な保安施設を設けるなどして、安全管理に努めるものとする。緊急連絡体制を事前に構築し、その体制にもとづいて事故発生時等は迅速に必要な対応を行うものとする。なお、保安施設は「道路工事保安施設設置基準（案）」及び東日本高速道路株式会社福島管理事務所の指導内容に基づき設置する。

第12条 (受注者の義務)

受注者は本業務の実施にあたり、発注者の意図及び本業務の目的等を十分理解した上で誠実かつ正確に業務を遂行するものとし、手戻り等のないよう十分注意して業務を遂行しなければならない。

第13条 (疑義の協議・作業打合せの記録等)

受注者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、常に発注者と密接な連絡をとるものとし、本特記仕様書及びその他の規程準拠等について疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議のうえ業務方針及び諸条件等に関する疑義を解決しなければならない。

第14条 (暴力団の排除)

受注者が、この契約の履行期間中に白石市入札契約暴力団等排除措置要綱（平成20年白

石市告示第 83 号。次「排除要綱」という。) 別表 1 各号に該当すると認められた場合は、契約を解除することがある。

受注者は、排除要綱別表 1 各号に該当し、発注者から入札参加除外措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除要綱別表 1 各号に該当すると認められる場合は、該当下請契約等の解除を求めることができる。

受注者は、この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者(次、「暴力団員等」という。)から不当要求又は妨害を受けた場合は、速やかに警察への通報を行い、捜索上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けた場合は、同様の措置を行うよう指導すること。なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められる場合は、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じるものとする。

第15条 (暴力団等排除に係る解除)

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとする。なお、受注者の使用人が受注者の業務として行った行為は、受注者の行為とみなす。

- (1) 受注者が白石市暴力団排除条例(平成 24 年白石市条例第 26 号)第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等であるとき。
- (2) 受注者又は受注者の役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)であるとき。
- (3) 受注者又は受注者の役員が、自社、自己若しくは第三者の不当な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員等の威力を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 受注者又は受注者の役員が、暴力団員等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 受注者又は受注者の役員が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団員等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

前項の規定は、受注者が共同企業体又は事業協同組合である場合については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

第2節 業務内容

第16条 (業務概要)

本業務の対象橋梁は、次の橋梁である。

- (1) 市道長袋上線 山根跨道橋 (L=58.55m W=5.9m)
(点検範囲は東北自動車に架かる L=28.65mまでの範囲とする。ただし、橋面等については L=58.55mを点検範囲とする)
- (2) 市道陣馬ヶ丘5号線 狐沢跨道橋 (L=53.20m W=5.9m)
(点検範囲は東北自動車に架かる L=28.65mまでの範囲とする。ただし、橋面等については L=53.20mを点検範囲とする)

第17条 (橋梁定期点検)

(1) 計画準備 (業務計画書の作成)

業務計画書及び、詳細な橋梁毎の点検計画となる実施計画書の作成及び関連資料等の収集を行う。

(2) 現地踏査

定期点検に先立って現地踏査を行い、橋梁の変状（劣化・損傷等）程度を把握する他、橋梁の立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況の調査記録（写真撮影含む）を行う。現地踏査にあたっては、既存の定期点検の記録等の情報を活用して実施するものとする。

(3) 関係機関との協議資料作成

定期点検において必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成及び必要な資料等の収集を行う。

(4) 状態の把握 (点検)

「定期点検要領」に基づき、橋梁点検車、あるいは梯子等を用いた近接目視により行う。また、必要に応じて橋梁台帳の記載事項を補完するために現地計測を行う。

(5) 第三者被害予防措置 (打音検査)

「第三者要領」に基づき、現地踏査及び非破壊検査により抽出された箇所について、所定の点検ハンマーで打音検査を行い、濁音部のマーキング、応急措置（たたき落とし及び鉄筋の防錆処置）を行う。

(6) 点検調書作成

1) 状態の把握 (点検)

点検結果をもとに、「定期点検要領」付録-3 定期点検結果の記入要領（定期点検記録様式（その1）～（その5）及びデータ記録様式（その9）～（その13））に基づき点検調書を作成する。この際の損傷程度の評価は、「定期点検要領」付録-2 損傷程度の

評価要領による。

2) 第三者被害予防措置（打音検査）

点検結果をもとに、「定期点検要領」付録－3 定期点検結果の記入要領（データ記録様式（その9）～（その12））に基づき点検調書を作成する。この際の損傷程度の評価は、「第三者要領」付録－III 措置記録記入要領による。

(7) 報告書作成

点検業務の成果として、作成した資料や定期点検の結果の記録等のとりまとめを行う。これらの報告書作成にあたっては、既存の定期点検の点検表記録様式の電子データを活用して実施するものとする。なお、作成した「様式1、様式2、様式3」のオリジナルデータについては、電子媒体でも納品すること。

(8) 打合せ協議

打合せは、業務着手時、各作業の中で主要な区切りの時点及び成果品納入時に行う。

(a) 業務着手時

業務計画書等をもとに、調査方法、内容等の打合せを行うとともに、既存の点検表記録様式等の橋梁点検に必要な資料等の貸与を行う。

(b) 中間打合せ

現地踏査時終了時あるいは現地での点検終了時等の区切りにおいて、中間打合せを1回行うことを標準とする。中間打合せが2回以上必要な場合は、その回数について計上する。

(c) 成果品納入時

成果品のとりまとめが完了した時点で打合せを行うものとする。

(9) 関係機関打合せ協議

点検において必要な関係機関との協議用資料の作成及び必要資料の収集を行う。本業務においては関係機関として東日本高速道路株式会社福島管理事務所と宮城県高速道路交通警察隊の協議を想定している。

協議は、1月中に完了させるものとし、不足の日数が要することが判明した際は、監督員と協議すること。

第18条 （安全費）

点検の際に規制が伴うため、保安計画については道路管理者である東日本高速道路株式会社福島管理事務所と協議すること。それに伴う安全費（高速規制費）については、監督員との協議により計上する。

第19条 （成果品）

本業務の成果品は以下のものとする。

- (1) 概要版（A3） : 2部（電子データ及び出力したもの）

(2) 報告書（点検調書・現場写真等）：2部（電子データ及び出力したもの）

(3) その他監督員の指示するもの。

第20条（完了期限）

本業務の完了期限は、令和8年3月31日とする。なお、完了期限内であっても発注者が成果の一部として提出を求めた場合、受注者は監督職員と協議のうえ、誠意をもって対応することとする。

第21条（補償）

本業務実施中に第三者に与えた損害及び借地等は受注者の負担とする。

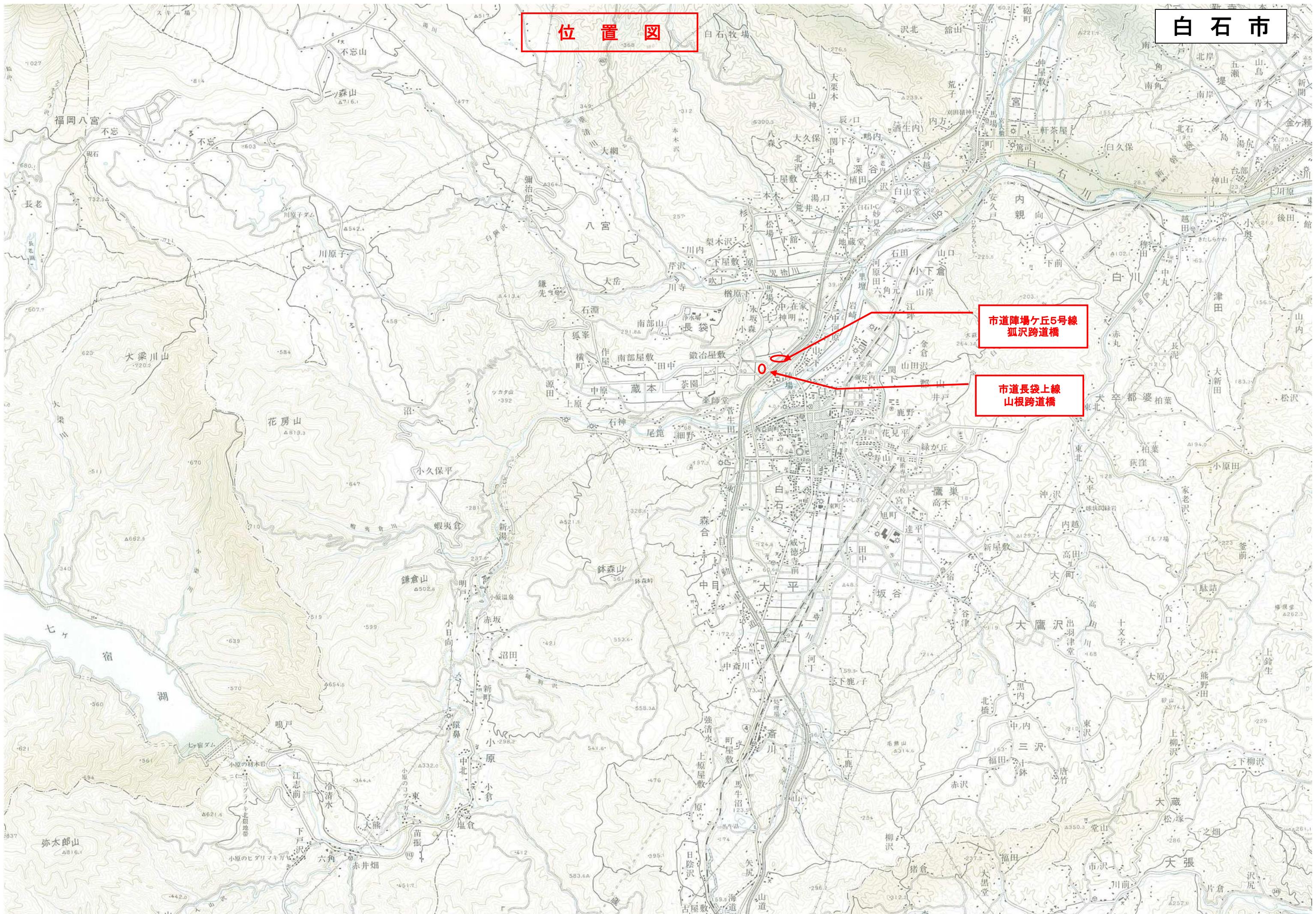
第22条（その他）

土地の立ち入り

本業務にあたり、白石市が発行した身分証明書を提示すること。

白石市

位置図



令和 7 年度

実施設計計書

白石市
令和 7年 12月 5日

業務名	令和7年度 市道長袋上線ほか1路線(山根跨道橋ほか1橋)橋梁定期点検業務										
業務場所	白石市福岡長袋字陣場が丘 地内ほか										
業務概要	1.橋梁定期点検 N=2橋(山根跨道橋、狐沢跨道橋) 計画準備 1業務 現地踏査 2橋 関係機関との協議資料作成 2機関 状態の把握(点検) 2橋 第三者被害予防措置 2橋 点検調書作成 2橋 報告書作成 1業務										
履行期間	自 令和 年 月 日 至 令和 8 年 3 月 31 日										

總括表

令和7年度市道長袋上線ほか1路線(山根跨道橋ほか1橋)橋梁定期点検業務

内 訳 書

橋梁定期点検業務

費目 / 工種 / 種別 / 細別	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	備 考
橋梁定期点検		式	1			
橋梁定期点検		式	1			
計画準備		式	1			
業務計画書作成	100橋未満	業務	1			第1号明細表
現地踏査		式	1			
現地踏査	定期点検	橋	2			第2号明細表
関係機関との協議資料作成		式	1			
関係機関との協議資料作成		機関	2			第3号明細表
定期点検		式	1			
状態の把握(点検)	特定の構橋等以外	橋	2			第4号明細表
第三者被害予防措置	打音検査	橋	2			第5号明細表
点検調書作成		式	1			
状態の把握(点検)		橋	2			第6号明細表
第三者被害予防措置		橋	2			第7号明細表
報告書作成		式	1			
報告書作成		業務	1			第8号明細表
共通		式	1			

内 訳 書

橋梁定期点検業務

費目 / 工種 / 種別 / 細別	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	備 考
打合せ	中間1回	業務	1			第9号明細表
関係機関打合せ協議		機関	2			第10号明細表
直接経費		式	1			
直接経費		式	1			
旅費交通費		式	1			
旅費交通費	調査、計画業務(率計算)	式	1			
電子成果品作成費		式	1			
電子成果品作成費	その他の設計業務	式	1			
機械経費		式	1			
機械経費		日	4			第11号明細表
直接原価		式	1			
その他原価	α 35%	式	1			
業務原価		式	1			
一般管理費等	α 35% β 35%	式	1			
橋梁定期点検業務価格		式	1			

参考資料

参考資料は、設計図書ではなく、設計図書のほかに発注者の標準的な考え方としての資料に過ぎず、入札参加者等への適正・迅速な業務費の見積に供するものである。

明細表

第 1 号 計画準備 業務計画書作成 100橋未満

1業務当たり

明細表

第2号 現地踏査 定期点検

10橋当たり

明細表

第3号 関係機関との協議資料作成

10橋当たり

明細表

第4号 状態の把握(点検)

1橋当たり

工程变化率

= [R1]

0.7

[R1]定期点検の点検日数についての補正

定期点検面積 = $345\text{m}^2 \cdot 1$ 橋当たりの移動時間 = 0.1日・リフト車

0.7

明細表

第5号 第三者被害予防措置

1橋当たり

工程变化率

= [R1]

0.4

[R1]打音検査についての補正

打音検査面積 = 345 m²・1橋当たりの移動時間 = 0.1日・リフト車

04

明 細 表

第 6 号 点検調書作成 状態の把握(点検)

1橋当たり

明細表

第7号 点検調書作成 第三者被害予防措置 打音面積10,000m²/橋以下

1橋当たり

明細表

第8号 報告書作成

1業務当たり

明細表

第9号 打合せ（中間1回）

1業務当たり

明細表

第 10 号 関係機関打合せ協議 その他

1機関当たり

明細表

第 11 号 機械経費(リフト車 トラック架装・伸縮ズーム・バケット型 作業床高12m)